

## 愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 食料品価格等の物価高騰に伴う子ども食堂の負担軽減のため、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 支援金の交付を受けることのできる者は、県内の子ども食堂を運営する者（以下「運営者」という。また、市町村を除く。）であって、運営する子ども食堂について、2022年4月1日から2022年9月30日までの間で2か月に1回以上の頻度で開催実績があり、2022年10月1日から2023年3月31日までの間で2か月に1回以上の頻度で開催する者とする。なお、対面での開催が困難な場合に実施するフードパントリー及び弁当配布については開催実績に含めるものとする。

### (交付額)

第3条 支援金は、子ども食堂1か所につき開催日数に応じて定額で交付するものとし、その交付額は別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする運営者は、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第1。以下「申請書」という。）及び誓約書（様式第2）を、子ども食堂1か所ごとに知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

### (交付の決定等)

第5条 知事は、申請書及び誓約書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付すべきものと認めた運営者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を運営者からの請求書とみなす。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 知事は、支援金の交付をした場合において、運営者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第7条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた運営者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2022年10月20日から施行する。

この要綱は、2023年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区分	開催日数 (2022年10月1日から2023年3月31日まで)	交付額
A	週1回以上 (25回以上)	100,000円
B	週1回未満 (25回未満)	50,000円